

秋田市立佐竹史料館年報

令和7年度

はじめに

佐竹氏および秋田藩に関する資料等の収集、保存、公開を目的に平成2年に開館した佐竹史料館は、老朽化や狭あいなどの課題を解消するとともに、千秋公園の魅力向上や中心市街地のにぎわい創出などにも寄与する施設を目指し、令和4年7月建て替え工事に着手し、令和7年10月25日にリニューアルオープンしました。

新たな佐竹史料館は、佐竹氏ゆかりの名品をこれまで以上にわかりやすく、楽しく鑑賞いただけるとともに、プロジェクションマッピングなどのデジタル技術を取り入れたほか、国宝や重要文化財を展示できる環境を整備しました。

また、オープンスペースとしてガイダンス機能を持つ展示ホール、久保田城跡の景観を一望できる展望テラス、グッズ等を揃えたショップなど、千秋公園を中心とした歴史観光の魅力と利便性を高める機能も整えております。

この年報には、リニューアル工事の概要をはじめ、令和7年度の事業等を収録しました。

佐竹史料館は、リニューアルオープンの日、博物館法に基づき、登録博物館に登録されました。秋田市の貴重な資産である当館所蔵の資料等を、多くの皆様に公開し、本市や観光振興に貢献するため、職員一丸となって努力を重ねてまいり所存であります。

令和8年度も、引き続き当館の設置目的を遂行できるよう努めてまいりますので、変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。

令和8年5月

秋田市立佐竹史料館

はじめに

〈目次〉

1	佐竹史料館および所管施設	1
	(1)佐竹史料館の概要	
	(2)佐竹史料館の沿革	
	(3)所管施設	
2	リニューアル工事概要	3
	(1)主な工程	
	(2)建物の特徴	
	(3)展示の特徴	
	(4)常設展示室	
	(5)企画展示室	
	(6)資料の展示・保存環境	
3	令和7年度の主な事項	8
4	展示	9
	(1)常設展	
5	資料収集・保存	13
	(1)所蔵資料	
	(2)受入資料	
	(3)資料修理	
	(4)所蔵・寄託資料のうち指定文化財	
6	教育普及	16
	(1)講演会	
	(2)学習講座	
	(3)ワークショップ	
	(4)所管施設での取組	
	(5)アウトリーチ	
	(6)団体見学受入状況	
	(7)刊行物・グッズ	
	(8)情報発信	
7	施設貸出	28
8	資料編	29
	(1)来館者数	
	(2)施設概要	
	(3)関係委員・職員	
	(4)利用案内	
	(5)関係法令	

1 佐竹史料館および所管施設

(1) 佐竹史料館の概要

佐竹史料館は、秋田市立佐竹史料館条例に基づき設置された施設である。

設置目的は、佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の収集、保存、展示および調査を通じ、市民の教育と文化の向上に資するとともに、歴史を生かしたまちづくりおよびにぎわいづくりを推進すること。(秋田市立佐竹史料館条例(令和7年条例第8号)第1条)

また、佐竹史料館のほかに佐竹氏の歴史に関わる4つの施設を所管している。

(2) 佐竹史料館の沿革

年月	事項
平成2年4月	秋田市美術館の建物(昭和33年建築)を引き継いで開館
平成4年3月	第二展示室増築
平成9年8月	収蔵庫増築
令和4年7月	建て替え工事のため休館
令和7年10月	リニューアルオープン

(3) 所管施設

ア 久保田城御隅櫓

市制100周年記念事業として、平成元年に建設、開館。史料に記されている二階造りを基本とし、その上に展望室を加えて復原されたもので、内部では佐竹氏の歴史を解説し、パネル展示を行っている。

イ 御物頭御番所 市指定有形文化財(建造物) 平成2年4月10日指定

久保田城内の二ノ門(長坂門)の開閉の管理と城下の警備、火災の消火等を担当していた物頭の詰所であった。久保田城内に唯一残っている藩政時代の建物であり、昭和63年3月に保存修理が実施され、往時の姿を今に伝えている。

ウ 旧黒澤家住宅 国指定重要文化財(建造物) 平成元年5月19日指定

今から300年前に現在の秋田市中通三丁目に建てられた上級武家住宅である。中通地区は三ノ郭と呼ばれ、上級、一部中級の武家住宅を配置し、久保田城の正面の守りとされていた。

改築が少なく、各棟が当時の配置で残るなど、全国的にも類例がない貴重な武家住宅。平成元年4月に一つ森公園に移築された。

エ 旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園

国指定名勝 平成19年2月6日指定、平成23年2月7日追加指定

如斯亭庭園は、元禄年間に3代藩主佐竹義処が近臣の大嶋小助に土地を与え、建てられた別荘がその起源である。寛保元年に5代藩主義峯に献上され、藩主の「御休所」となったが、その後一時衰退し、8代藩主義敦が安永4年に再興した。9代藩主義和によって庭園が整備され、名を「如斯亭」に改め、藩主の御休所にとどまらず、文人墨客の交遊の場ともなった。

平成26年から遺構や史料を基に整備を行い、往時の姿に蘇った。

2 リニューアル工事概要

佐竹史料館は平成2年の開館以来、寄贈いただいた多くの資料を活用した事業を展開してきたが、建物の老朽化、所蔵資料の増加による収蔵施設の狭あい化等の課題があった。そこで、令和4年に策定した改築基本計画をもとに新史料館の現地建て替えに着手した。

(1) 主な工程

年月	事項
令和2年5月	佐竹史料館改築検討委員会設置 令和2年度第1回佐竹史料館改築検討委員会
7月	令和2年度第2回佐竹史料館改築検討委員会
11月	令和2年度第3回佐竹史料館改築検討委員会
令和3年2月	令和2年度第4回佐竹史料館改築検討委員会
7月	令和3年度第1回佐竹史料館改築検討委員会
8月	令和3年度第2回佐竹史料館改築検討委員会
11月	令和3年度第3回佐竹史料館改築検討委員会
令和4年2月	令和3年度第4回佐竹史料館改築検討委員会
3月	佐竹史料館改築基本計画策定
5月	発掘調査開始(～令和6年3月) 令和4年度第1回佐竹史料館改築検討委員会
7月	旧佐竹史料館が建て替え工事のため休館 秋田市八橋に仮事務所を開設 所蔵資料を仮収蔵庫に移転
9月	令和4年度第2回佐竹史料館改築検討委員会
11月	旧佐竹史料館解体工事開始(～令和5年2月) 令和4年度第3回佐竹史料館改築検討委員会

年月	事項
令和5年2月	令和4年度第4回佐竹史料館改築検討委員会
12月	新佐竹史料館建設工事開始
令和6年3月	令和5年度第1回佐竹史料館改築検討委員会
8月	令和6年度第1回佐竹史料館改築検討委員会
12月	令和6年度第2回佐竹史料館改築検討委員会
令和7年3月	令和6年度第3回佐竹史料館改築検討委員会
8月	新佐竹史料館建設工事完了
9月	所蔵資料を仮収蔵庫から新史料館に移転
10月	資料展示 新佐竹史料館リニューアルオープン 25日 9:30 開館記念式典 10:30 一般公開開始 11:00 開館記念イベント

開館記念式典



一般公開



開館記念イベント



施工業者

業務内容	施工業者名
設計	株式会社小野建築研究所
建築工事	中央土建・長谷駒・石井特定建設工事共同企業体(以下JV)
電気設備工事	本荘電気・羽後電設特定建設工事JV
機械設備工事	山二・羽後・北勢特定建設工事JV
展示工事	丹青社・アートシステム建設工事JV
設計工事監理	株式会社小野建築研究所

(2) 建物の特徴

新たに付加した機能も含め、新史料館には主に次の特徴がある。

ア エントランスホール

ゆとりある空間で、千秋公園（久保田城跡）をはじめとした周辺観光情報のガイダンス機能も有する総合受付と、展示室での観覧に対応する展示受付を設けるほか、無料のコインロッカーも設置している。

イ 展示ホール

無料区画で、映像資料「秋田藩主・佐竹氏の歴史」を視聴できる。また、市内に所在する秋田藩ゆかりの施設等を紹介する情報発信コーナーがある。

ウ 講義室

50人程度を収容できる講義室で、当館主催の講演会や学習講座を開催するとともに、歴史や文化に関する活動に対し、貸し出しも行う。

エ 展望テラス

無料区画で、久保田城跡の二ノ丸広場や本丸表門などの眺望を楽しめるテラスである。また、歴史や文化に関する活動に対し、貸し出しも行う。

オ ショップ

当館オリジナルグッズや秋田の土産品などのほか、ソフトクリームやコーヒーといった軽食も扱っている。

カ ユニバーサルデザイン

多目的トイレ、授乳室、貸出用ベビーカーと車いす、思いやり駐車場（2台分）、車いす駐車場（2台分）、駐車場から館内へのスロープなどを設けている。

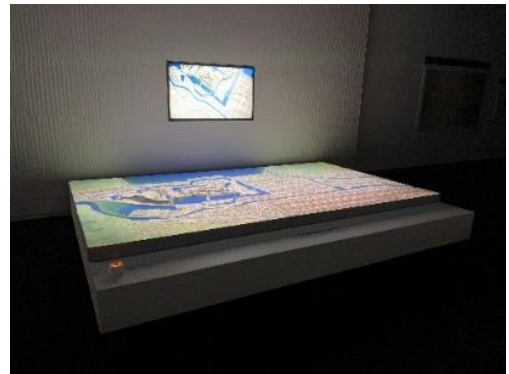
（3）展示の特徴

ア デジタルコンテンツ

楽しくわかりやすい展示を目指し、デジタル技術を使った展示設備を導入した。

(ア) プロジェクションマッピング

各年代の絵図、CGで再現した本丸御殿や城下町などの映像を天井のプロジェクターから床面の地模型（S＝約1／700）に向けて投影するもので、久保田城の築城過程と、佐竹氏の秋田入部から明治に至るまでの城下の変遷を視覚的に追うことができる。



(イ) タッチパネル

3台のタッチパネルモニターを設けた。内容はそれぞれ、①当時のままの姿で残る全国的に類例のない上級武家住宅である「旧黒澤家住宅」（重要文化財）、②羽州街道の景観を見ることができる「描かれた街道の風景」、③主要な所蔵品を検索できる「名品データベース」である。



イ 展示ケースへの低反射・高透過ガラス採用

展示ケースには低反射・高透過ガラスを採用した。映り込みが非常に少なく、展示資料をクリアにより細部まで観察することができる。

ウ 展示解説の多言語化対応

観覧者自身のスマートフォン等を館内 Wi-Fi に接続したうえで展示室内のQRコードを読み取ることで、解説文を多言語（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、日本語）表示するとともに、音声で内容を聞くこともできる。

（４）常設展示室

7つのテーマで佐竹氏と秋田藩の一連の流れについて、観覧することができる。展示資料は年間3回程度入れ替える。

（５）企画展示室

大型資料も支障なく展示できるように、開口部が広く奥行きのある壁面ケースを備えた。また、企画展の規模により常設展示室の一部と企画展示室を合わせて使用できるなど、フレキシブルな対応が可能である。

（６）資料の展示・保存環境

貴重な資料を適切に展示・保存するため、その環境に配慮した。

ア エアタイトケース

外気を遮蔽しケース内の環境を一定に保つことができる気密性の高いエアタイトケースを、すべての壁面ケースと一部の覗きケースに導入した。

イ 空気質調査

資料に影響を及ぼす有害物質であるアンモニアや有機酸の除去に努めた。現時点まで、定期的に計測している値はすべての測定箇所ですべての測定値内に収まっている。

ウ 温湿度調査

展示室、展示ケース、収蔵庫、二重壁の要所に機器を設置し、定期的に館内の温湿度を計測しており、理想的な環境維持に努めている。

エ 虫害対策

展示・収蔵に関するエリアとその周辺に文化財害虫捕獲用の粘着トラップを設置することで各所の虫の存在を把握し、虫害の予防対策に努めている。

3 令和7年度の主な事項

年月日	事項
令和7年 7月3日	クラウドファンディングを実施(～9/3) ※資料の修理および旧黒澤家住宅の小破修繕に活用
7月24日	佐竹史料館協議会 中央図書館明德館 2階 講義室
8月26日	登録博物館の登録申請(10月25日付けで登録)
9月8日	佐竹史料館公式SNS(Facebook、Instagram)開設
10月25日	リニューアルオープン 開館記念式典、開館記念イベント(呈茶、箏の演奏) 秋田市立佐竹史料館条例施行 秋田市立佐竹史料館条例施行規則施行
10月26日	千秋公園におけるクマの目撃情報により、臨時休館
11月13日	千秋公園の立入規制解除により、正午から一般公開再開
令和8年 1月26日	文化財防火デーに伴う防火訓練(旧黒澤家住宅、如斯亭庭園)
2月4日	佐竹史料館協議会 佐竹史料館 2階 講義室
3月16日	常設展示室の展示替え(～3/19)
3月17日	防災訓練

4 展示

(1) 常設展

新たに導入したデジタルコンテンツを交え、テーマごとに資料を展示し、佐竹氏や秋田藩の歴史をわかりやすく、楽しく紹介する。令和7年度は展示替えを1回行った。

期間1: 令和7年10月25日(土)～令和8年3月15日(日)

出品目録は以下のとおり。

番号	資料名	備考
第1章 佐竹義宣の転封と築城・城下町建設		
1	奥羽永慶軍記(巻6、8)	
2	後城跡出土遺物(8点)	秋田市立秋田城跡歴史資料館蔵
3	湊城跡出土遺物(8点)	秋田市教育委員会蔵
4	久保田城跡・藩校明德館跡出土遺物(15点)	秋田市教育委員会蔵
第2章 佐竹氏について		
5	佐竹義処写経 妙法蓮華経	天徳寺蔵(1/28～写真パネル展示) 秋田市指定文化財
6	白韋威十二間阿古陀形筋兜	秋田県指定文化財
7	木地彫之鞍・銀象眼花菱内鉄菊水之鐙	秋田市指定文化財
8	唐草蒔絵扇紋散雛道具	
第3章 歴代藩主と主な出来事		
9	佐竹義宣書状	(元和2(1616)年)3月15日
10	人色皮包仏胴黒糸威具足(初代藩主佐竹義宣所用)	秋田市指定文化財
11	古田織部書状	
12	金象嵌歌入之御筒	秋田市指定文化財
13	佐竹義隆書状	
14	和歌扇子(3代義処筆)	
15	和歌扇子(4代義格筆)	
16	秋田藩宝暦の銀札	
17	太刀	個人蔵
18	紺糸素懸威二枚胴具足(3代藩主佐竹義処所用)	秋田市指定文化財
19	本小札紺糸威二枚胴具足(6代藩主佐竹義真所用)	秋田市指定文化財
20	厳有院様御判物(複製)	秋田県公文書館蔵
21	佐竹義宣書状	(元和3(1617)年)7月2日
第4章 藩体制と家臣団		
22	槍(兼貞作)	
23	刀(梅津政景所用)	
24	軍扇(梅津家家紋付)	

番号	資料名	備考
25	御指物絵図	
26	武家諸法度	
27	渋江政光書付旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書	寄託資料 秋田市指定文化財
28	黒澤家の調度品	
29	燭台	
第5章 秋田藩の産業振興		
30	三又村御検地帳	秋田県立博物館蔵 (1/30～写真パネル展示)
31	御判紙	
32	寛永通宝「秋田銭」	
33	玉虫色道中着(袖合羽)	
34	ハバキ	
35	院内銀山記(上巻)	
36	秋田加護山鉦山全図并製鉦之図	
第6章 佐竹氏ゆかりの文化と城下町の暮らし		
37	佐竹三十六歌仙(上巻)(模写)	寄託資料
38	兎画賛(手柄岡持筆)	
39	文武二道万石通(複製)	国文学研究史料館蔵
40	如不及斎別号録(巻1、8)	
41	藩校明德館跡出土遺物(20点)	秋田市教育委員会蔵
42	俳画(吉川五明作)	
43	和歌短冊(秋山御風作)	
44	和歌短冊(会田素山作)	
45	和歌短冊(吉川忠行作)	
46	秋景之図(8代藩主佐竹曙山(義敦)筆)	
47	老松図(9代藩主佐竹義和筆)	
48	書二字「舞鶴」(10代藩主佐竹義厚筆)	
49	陶淵明(益戸蒼洲筆)	
第7章 幕末と明治維新		
50	菊花紋章付監軍旗	
51	管打式ゲベール銃	
52	戊辰役軍中日記	
展示ホール		
53	旌旗	
54	義宣御旗	
55	旌旗	

期間2: 令和8年3月20日(金)～令和8年7月24日(金)

出品目録は以下のとおり。

番号	資料名	備考
第1章 佐竹義宣の転封と築城・城下町建設		
1	奥羽永慶軍記(巻12、17・18)	
2	後城跡出土遺物(8点)	秋田市立秋田城跡歴史資料館蔵
3	湊城跡出土遺物(8点)	秋田市教育委員会蔵
4	久保田城跡・藩校明德館跡出土遺物(15点)	秋田市教育委員会蔵
第2章 佐竹氏について		
5	佐竹義処写経 妙法蓮華経	天徳寺蔵、写真パネル、秋田市指定文化財
6	白韋威十二間阿古陀形筋兜	秋田県指定文化財
7	黒塗草花金物付鞍・黒塗無地片笑鏡	秋田市指定文化財
8	黒漆蒔絵定紋散文箱	
第3章 歴代藩主と主な出来事		
9	佐竹義宣書状	(元和2(1616)年)4月15日
10	伊予札黒革素懸威二枚胴具足(初代秋田藩主佐竹義宣所用)	寄託資料、秋田市指定文化財
11	豊臣秀吉朱印状	
12	佐竹義隆書状	(寛文2(1662)年)2月21日
13	佐竹義敦書状	(安永7(1778)年)2月19日
14	佐竹義敦(曙山)指形	
15	竹花筒 銘「千と勢」	
16	桶側丸龍紋蒔絵紺糸威二枚胴具足(4代藩主佐竹義格所用)	秋田市指定文化財
17	紫糸素懸威五枚胴具足(12代藩主佐竹義堯所用)	寄託資料、秋田市指定文化財
18	厳有院様御判物(複製)	秋田県公文書館蔵
19	毛利綱元書状	
第4章 藩体制と家臣団		
20	長刀(梅津憲忠所用)	
21	槍(銘 出羽住忠秀)	
22	陣笠(間杉家家紋付)	
23	御指物絵図	
24	御参勤御道中御手控	
25	諸御座敷	
26	渋江政光書付旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書	寄託資料、秋田市指定文化財
27	黒澤家の調度品	

番号	資料名	備考
28	燭台	
第5章 秋田藩の産業振興		
29	三又村御検地帳	秋田県立博物館蔵、写真パネル
30	御金蔵御朱印	
31	寛永通宝「秋田銭」	
32	紺ラシヤ道中着(袖合羽)	
33	ガマハノバキ	
34	院内銀山記(中巻)	
35	秋田加護山鉦山全図并製鉦之図	
第6章 佐竹氏ゆかりの文化と城下町の暮らし		
36	佐竹三十六歌仙(下巻)(模写)	寄託資料
37	和歌短冊(手柄岡持作)	
38	文武二道万石通(複製)	国文学研究史料館蔵
39	如不及齋別号録(巻2~4、18)	
40	藩校明德館跡出土遺物(20点)	秋田市教育委員会蔵
41	俳画(秋山御風作)	
42	和歌短冊(秋山御風作)	
43	和歌短冊(会田素山作)	
44	和歌短冊(吉川忠行作)	
45	竹之御絵(3代藩主佐竹義処筆)	
46	三番叟(佐藤筠齋画・秋山御風讃)	
47	鳩図(狩野秀水筆)	
48	唐美人図(神沢素堂筆)	
第7章 幕末と明治維新		
49	菊花紋章付旗	
50	初岡敬治書状	(明治2(1869)年)6月19日
展示ホール		
51	旌旗	
52	義宣御旗	
53	旌旗	

5 資料収集・保存

(1) 所蔵資料

令和8年3月31日現在、約3,500点所蔵している。

(2) 受入資料

令和7年度に受け入れた資料は、寄贈・寄託を含め30点である。

資料の概要は、次のとおり。

ア 寄贈資料

No.	資料名	備考
1	院内銀山記(天)	
2	院内銀山記(地)	
3	院内銀山記(人)	
4	秋田御家中禄高	
5	政景日記	写本・抜粋
6	天樹公御領内道々記	
7	古田織部書状 佐竹義宣宛	
8	佐竹義和筆 茶歌	
9	城下絵図	
10	松前図	
11	壽而康	
12	脇差 銘備州長船實光	
13	御判紙	
14	覚(御金蔵御朱印)	
15	摂州大坂御合戦梅津憲忠働覚書草稿	
16	御小姓惣順筆	
17	免状 急難為知一命之巻	
18	新天流兵法免許之巻・新天流鎗免許之巻	
19	新天流兵法印可之巻・新天流鎗印可之巻	
20	三劔身詰之大事	
21	常馭免状	
22	大坪本流仮策免状	
23	大坪本流常馭事法目録・大坪本流常馭外目録・大坪本流常馭鞭目録	
24	鎗術書	
25	藤原姓梅津氏二男系図	
26	系図	
27	歴代藩主一覧	
28	改名願	
29	八橋天満宮御祭式	

イ 寄託資料

No.	資料名	備考
1	新居の垂語	市指定文化財



院内銀山記(天)



古田織部書状 佐竹義宣宛



佐竹義和筆 茶歌



城下絵図



脇差 銘備州長船實光

(3) 資料修理

所蔵資料の保存継承および展示での活用を図るため、計画的に実施した。なお、1から5の資料については、クラウドファンディングを活用して、修理している。

No.	資料名	主な内容	備考
1	鉄地革包錆色漆塗三枚仏胴具足	漆の亀裂や錆等の修理	市指定文化財
2	黄唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織	生地等の補修	市指定文化財
3	青貝猿猴時絵鞍・鐙	錆や螺鈿の剥落等の修理	市指定文化財
4	軍配(梅津憲忠所用)	劣化部分の補修	
5	手柄岡持「兎画賛」	洗浄・折れ止め・再表具等	
6	佐竹義処「竹之御絵」	洗浄・折れ止め・再表具等	
7	佐竹義敦「指形」	洗浄・折れ止め・再表具等	
8	村瀬栲亭 書	洗浄・折れ止め・再表具等	
9	大窪詩佛 書	洗浄・折れ止め・再表具等	

(4) 所蔵・寄託資料のうち指定文化財

令和8年3月31日現在、所蔵資料19点(県指定2点、市指定17点)、寄託資料4点(市指定)の指定文化財がある。

No.	指定名称	県/市	類型	備考
1	赤銅金象眼鐔蕨透之図 銘出羽秋田住正阿弥重恒	県	工芸品	
2	白韋威十二間阿古陀形筋兜	県	工芸品	
3	佐竹義和筆「水墨山水」	市	絵図	
4	甲冑	市	工芸品	所蔵資料名「紺糸素懸威二枚胴具足」
5	黒塗紺糸緘具足	市	工芸品	所蔵資料名「黒漆塗紺糸素懸威二枚胴具足」
6	人色皮包仏胴黒糸緘具足	市	工芸品	
7	金象嵌歌入之御筒	市	工芸品	
8	木地彫之鞍銀象眼花菱内鉄菊水之鐙	市	工芸品	
9	青貝猿猴蒔絵鞍・鐙	市	工芸品	
10	黒塗草花金物付鞍黒塗無地片笑鐙	市	工芸品	
11	黒塗放駒蒔絵鞍	市	工芸品	
12	紫糸素懸緘黒羅紗包二枚胴具足	市	工芸品	寄託資料
13	本小札紺糸緘二枚胴具足	市	工芸品	
14	紫糸素懸緘五枚胴具足	市	工芸品	寄託資料
15	伊予札黒韋素懸緘二枚胴具足	市	工芸品	寄託資料
16	桶側丸龍紋蒔絵紺糸威二枚胴具足	市	工芸品	
17	鉄地革包錆色漆塗三枚仏胴具足	市	工芸品	
18	黄唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織	市	工芸品	
19	黒澤家日記	市	古文書	
20	旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書	市	古文書	寄託資料
21	御城下絵図	市	歴史資料	嘉永2年
22	御城中略図	市	歴史資料	
23	御城下絵図	市	歴史資料	寛文初期

6 教育普及

佐竹史料館の歴史資料等により、講演会、学習講座、ワークショップ等を通じた教育普及活動を行った。

(1) 講演会

講演会「甲冑の世界～義宣の甲冑修理にみる時代の流れ～」

日 時:9月7日(日) 午前10時30分～正午
場 所:秋田拠点センターアルヴェ
2階 多目的ホール
講 師:西岡文夫氏(西岡甲房)
選定保存技術(甲冑修理)保持者
参加者:一般47名
内 容:甲冑の特徴や時代背景などについて、令和6年度に修理した佐竹義宣所用甲冑を中心に講演。



講演会「秋田藩の意外史」

日 時:12月21日(日) 午前10時30分～正午
場 所:佐竹史料館 2階 講義室
講 師:半田和彦氏(佐竹史料館協議会会長、
元秋田県立図書館館長)
参加者:一般55名
内 容:秋田藩の歴史において広くは知られていない意外な出来事について講演。



(2)学習講座

学習講座「刀剣・甲冑の魅力」

日 時:1月31日(土) 午前10時～午前11時
午後1時～午後2時
場 所:佐竹史料館 展示室・講義室
講 師:池田吉男氏(佐竹史料館協議会委員)
参加者:一般35名
内 容:展示中の刀剣や甲冑類について、特徴
や時代性をギャラリートーク形式で学ぶ。



学習講座「平沢常富とその時代」

日 時:2月14日(土) 午前10時30分～正午
場 所:佐竹史料館 2階 講義室
講 師:伊藤成孝氏(秋田県公文書館
シニアエキスパート)
参加者:一般42名
内 容:秋田藩士の平沢常富(朋誠堂喜三二・手
柄岡持)について、藩士としての役割を中
心に学ぶ。



学習講座「書状から読み解く佐竹義宣－義宣の後継者問題－」

日 時:2月28日(土) 午前10時30分～正午
場 所:佐竹史料館 2階 講義室
講 師:清水翔太郎氏(秋田大学講師)
参加者:一般48名
内 容:佐竹義宣の書状を読み解き、佐竹家の後継
者問題や義宣の人柄などについて学ぶ。



学習講座「秋田藩主佐竹家の継承と女性－3代義処・4代義格期を中心に－」

日 時:3月14日(土) 午前10時30分～正午
場 所:佐竹史料館 2階 講義室
講 師:清水翔太郎氏(秋田大学講師)
参加者:一般49名
内 容:3代藩主佐竹義処と4代義格の事例を中心
に、秋田藩佐竹家がいかにして後継者を確
保し、「家」を継承したのかについて学ぶ。



(3)ワークショップ

古地図で城めぐり

概要:久保田城跡(千秋公園)を古地図や絵図を片手に散策することで、普段は気付くことが少ない当時の面影を楽しみながら見つけ、城跡を身近に感じてもらう一助とすることを目的に実施した。

日時:7月19日(土)午後1時30分～午後3時30分

場所:久保田城跡(千秋公園)

秋田市文化創造館 1階(集合場所)

講師:久保田城址歴史案内ボランティアの会

参加者:一般24名



日時:9月6日(土)午後1時30分～午後3時30分

場所:久保田城跡(千秋公園)

秋田市文化創造館 1階(集合場所)

講師:久保田城址歴史案内ボランティアの会

参加者:一般23名



日時:3月28日(土)午後1時30分～午後3時30分

場所:久保田城跡(千秋公園)

佐竹史料館 2階 講義室(集合場所)

講師:久保田城址歴史案内ボランティアの会

参加者:一般25名



※11月8日実施予定を延期(千秋公園内でのクマの目撃情報による)

武将になってみよう！レプリカ甲冑着用体験

概 要:甲冑を間近に見たり、触れたりすることで、歴史に対する興味・関心を高めることを目的として実施した。

日 時:7月13日(土)午後1時～午後4時

①午後1時～午後2時30分

②午後2時30分～午後4時

場 所:秋田市文化創造館

1階 コミュニティスペース

参加者:一般71名



日 時:9月14日(土)午後1時～午後4時

①午後1時～午後2時30分

②午後2時30分～午後4時

場 所:秋田市文化創造館

2階 スタジオ B

参加者:一般27名



秋田藩クイズラリー

概 要:佐竹史料館が所管する佐竹氏ゆかりの施設を実際に訪れるきっかけとするとともに、各施設の周知を図ることを目的に、所管施設に関する問題を施設内に設置し、クイズラリーを行った。

日 時:3月20日(金)～4月19日(日)

場 所:佐竹史料館、久保田城御隅櫓、御物頭御番所、旧黒澤家住宅、如斯亭庭園

参加者:一般224名

※11月1日～30日実施予定を延期(千秋公園内でのクマの目撃情報による)

(4) 所管施設での取組

旧黒澤家住宅展示事業

国の重要文化財である旧黒澤家住宅の周知と活用のため、施設内で事業を実施した。会場はいずれも主屋である。

写真パネル展「秋田藩ゆかりの文化財」

概要:リニューアルオープンへの機運を高めることを目的に、平成2年の開館以来、約35年にわたり佐竹史料館が収集してきた秋田藩ゆかりの貴重な文化財を写真パネルで紹介した。

日時:7月18日(金)～8月25日(月)
午前9時30分～午後4時30分

来場者:158名

「武家の生活」展

概要:当時の調度品や生活用具などを展示し、武家のくらしの様子を紹介した。

日時:9月26日(金)～11月4日(月)
午前9時30分～午後4時30分

来場者:162名



如斯亭庭園公開活用事業

国の名勝である旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園の周知と活用のため、施設内で事業を実施した。会場はいずれも如斯亭庭園主屋である。

生け込みの公開

概要:秋田県華道連盟の協力を得て、生け込みの公開と体験、作品の展示を行った。

日時:5月24日(土)午後1時30分～午後3時

講師:秋田県華道連盟 松生派

来場者:17名(参加者5名含む)



日時:6月28日(土)午後1時30分～午後3時

講師:秋田県華道連盟 花芸安達流

来場者:28名(参加者5名含む)



日時:7月26日(土)午後1時30分～午後3時

講師:秋田県華道連盟 古流松應会

来場者:20名(参加者5名含む)



日時:8月23日(土)午後1時30分～午後3時

講師:秋田県華道連盟 大和花道

来場者:16名(参加者5名含む)



日時:9月27日(土)午後1時30分～午後3時

講師:秋田県華道連盟 龍生派

来場者:25名(参加者5名含む)



日時:10月18日(土)午後1時30分～午後3時

講師:秋田県華道連盟 竹生華道会

来場者:17名(参加者5名含む)



お正月花生け込み教室

概要: 新年を迎えるにあたり、縁起の良い正月花の生け込みの公開と体験、作品の展示を行った。

日時: 12月13日(土) 午前10時～午後3時
午前10時～午前11時30分
講師: 秋田県華道連盟 小原流

午後1時30分～午後3時
講師: 秋田県華道連盟 池坊

来場者: 27名(参加者8名含む)



ひな人形の展示

概要: 江戸後期から明治時代にかけて活躍した人形師・桃柳軒玉山のひな人形等を展示・公開した。

日時: 令和8年2月7日(土)～3月15日(日)
午前9時30分～午後4時

来場者: 339名



(5)アウトリーチ

令和7年度に実施した、博物館から外に出て行う「アウトリーチ」活動は次のとおりである。

月日	対象	人数	名称
令和7年 5月18日	一般市民	36	みんなで行こう、みゅーじあむ！ ※国際博物館の日ギャラリートーク
8月8日	久保田城址歴史案内ボランティアの会	30	佐竹史料館の所蔵品紹介
9月18日	秋田市立旭北小学校 3年	30	佐竹さんの時代と秋田
10月6日	一般市民	61	みんな、来てけれ 新・佐竹史料館！～魅力さっと見せスライドショー&ギャラリートーク
11月18日	協同組合秋田卸センター	30	佐竹史料館所蔵品からみる秋田藩と佐竹氏
令和8年 1月28日	中央ナイスミドルカレッジ	33	中世末期の佐竹氏と秋田への移封

みんなで行こう、みゅーじあむ！

概要：国際博物館の日にあわせ、秋田市と秋田県教育委員会が主催した「みんなで行こう、みゅーじあむ！」にて、旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園で庭園の見どころを解説するギャラリートークを実施した。

日時：5月18日(土)午前10時～午前10時30分

会場：如斯亭庭園

参加者：36名



みんな、来てけれ 新・佐竹史料館！～魅力さっと見せスライドショー&ギャラリートーク

概要：「羽州街道歴史まつり」にあわせ、佐竹史料館のリニューアルオープンの周知、機運高揚を目的に、スライドショーとミニギャラリートークを開催した。

日時：10月6日(日)午後1時～午後3時30分

【スライドショー】 午後1時～午後3時

【ミニギャラリートーク】各20分

1,「佐竹義重の甲冑について」

午後1時20分～

2,「史料館所蔵の旅装束について」

午後2時～

会場：旧松倉家住宅 米蔵

参加者：スライドショー 24名

ギャラリートーク 37名



(6) 団体見学受入状況

学校や市民団体の要望に応じ、佐竹史料館を含め、所管施設での学習・視察・研修を受け入れた。

	件数	合計来場人数
学校	9 件	235 人
その他団体	10 件	84 人

(令和8年3月31日現在)

なお、当館を利用した学校の詳細は、次のとおりである。

佐竹史料館

月日	対象	人数	利用内容
令和8年 1月26日	秋田市立中通小学校 6年	32	地域探訪学習・常設展観覧
1月26日	秋田市立明德小学校 4年	29	地域探訪学習・常設展観覧
1月27日	秋田市立明德小学校 3年	30	地域探訪学習・常設展観覧
2月25日	ノースアジア大学	4	施設案内
3月2日	秋田市立明德小学校 6年	22	地域探訪学習・常設展観覧
3月5日	秋田市立明德小学校 5年	31	地域探訪学習・常設展観覧

旧黒澤家住宅

月日	対象	人数	利用内容
令和7年 5月14日	秋田市生活課・総合的な学習の時間 教育研修会	20	研修・観覧

旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園

月日	対象	人数	利用内容
令和7年 7月10日	秋田大学	62	地域探訪学習
7月17日	秋田市立西中学校 3年	5	職場体験・観覧

(7) 刊行物・グッズ

刊行物

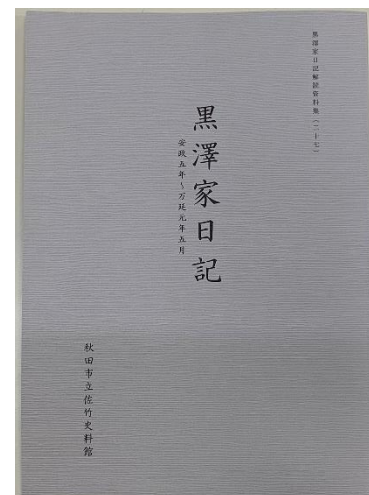
佐竹史料館 名品図録

佐竹史料館が所蔵する名品の一部を図録化。
佐竹史料館のショップにて頒布。



旧黒澤家日記 27

安政5年～万延元年5月
佐竹氏の家臣であった、黒澤家で
書き記された日記を翻刻。
佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅にて頒布。



グッズ

絵はがき



御城印



秋田杉ストラップ



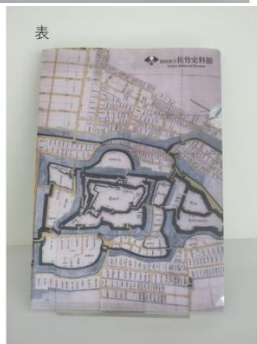
マグネット



キャンパストートバッグ



和紙風クリアホルダー



ステンレスクリップ



扇子



手ぬぐい



一筆箋



(8)情報発信

令和7年度に実施した事業等について、当館ホームページやSNS、広報あきたなどで情報発信を行った。

各媒体における情報発信の件数は、次のとおりである。

媒体	発信・投稿件数
広報あきた	30件
当館 HP・SNS	64件

※佐竹史料館公式の Facebook、Instagram は9月8日より運用を開始した。



♡ 35 🔍 2 📌

satake_historical_museum 約3年にわたる建て替え工事を終え、秋田市立佐竹史料館は明日リニューアルオープンを迎えます。
史料館の開館と売店の営業は午前10時30分から。箏の演奏やお茶の振る舞いといった開館記念イベントも開催します。

当館が所蔵する自慢の甲冑達も準備万端！皆様がやってくる方向をじっと見つめ、明日の開館を待ちわびています。佐竹史料館の“再始動”、ぜひご期待ください！

佐竹史料館についての詳細はプロフィールにあるリンクより、佐竹史料館ホームページをご覧ください。

#佐竹史料館 #佐竹氏 #秋田藩 #秋田歴史 #歴史 #近世史 #博物館 #museum #久保田城 #千秋公園 #秋田市 #秋田 #akita #リニューアルオープン #甲冑

2025年10月24日



♡ 31 🔍 📌

satake_historical_museum 繊細な蒔絵が施されたお籠。これは、どんな人が使っていたと思いますか？

実は、これはお籠検用に作られたものなんです。手のひらに収まってしまうくらい小さながら、まるで本当に使えそうだと錯覚してしまいそうです。

この資料は、佐竹史料館にて3月まで展示予定です。ぜひこの機会にご覧ください！

また、旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園では、2月7日(土)から3月15日(日)まで、ひな飾りの展示を行います。こちらも合わせてお楽しみください。

詳細はプロフィールにあるリンクより、佐竹史料館ホームページをご覧ください。

#佐竹史料館 #佐竹氏 #秋田藩 #秋田歴史 #歴史 #近世史 #博物館 #museum #久保田城 #千秋公園 #秋田市 #秋田 #akita #ひな祭り #ひなまつり #如斯亭庭園 #hinamatsuri #dollfestival

1月28日

7 施設貸出

講義室・展望テラス・屋外広場の貸出を実施している。屋外広場は、芝生の養生のため、令和7年度の貸出を中止した。

対象となるのは、市民の教育と文化の向上や歴史を生かしたまちづくりおよびにぎわいづくりにつながる、「歴史や文化」に関わる活動をしている団体。

令和7年度の実績は、次のとおりである。

講義室	5件
展望テラス	0件
屋外広場	養生のため、貸出中止

8 資料編

(1) 来館者数

ア 佐竹史料館

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者数							805	3,335	2,589	1,994	4,950	7,721	21,394
観覧者数							364	1,586	1,099	830	1,572	2,275	7,726
開館日数							1 (1)	18 (18)	28 (28)	28 (28)	28 (28)	31 (27)	134 (130)

※開館日数欄の()内は、展示室の開館日数

※10月26日～11月3日、11月4日正午～11月13日正午:クマの出没情報により臨時休館

※12月29日～1月3日:年末年始の休館

※3月16日～3月19日:展示替えの休館

イ 久保田城御隅櫓

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
観覧者数	9,201	4,823	3,421	3,232	5,497	3,451	3,634	1,051					34,310
開館日数	30	31	30	31	31	30	25	18					226

※10月26日～11月3日、11月4日正午～11月13日正午:クマの目撃情報により臨時休館

※12月1日～3月31日:冬季休館

ウ 旧黒澤家住宅

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
観覧者数	120	114	65	95	131	104	124	76	31	22	59	113	1,054
開館日数	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359

※12月29日～1月3日:年末年始の休館

エ 旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
観覧者数	169	454	453	259	285	172	803	342	62	23	212	205	3,396
開館日数	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359

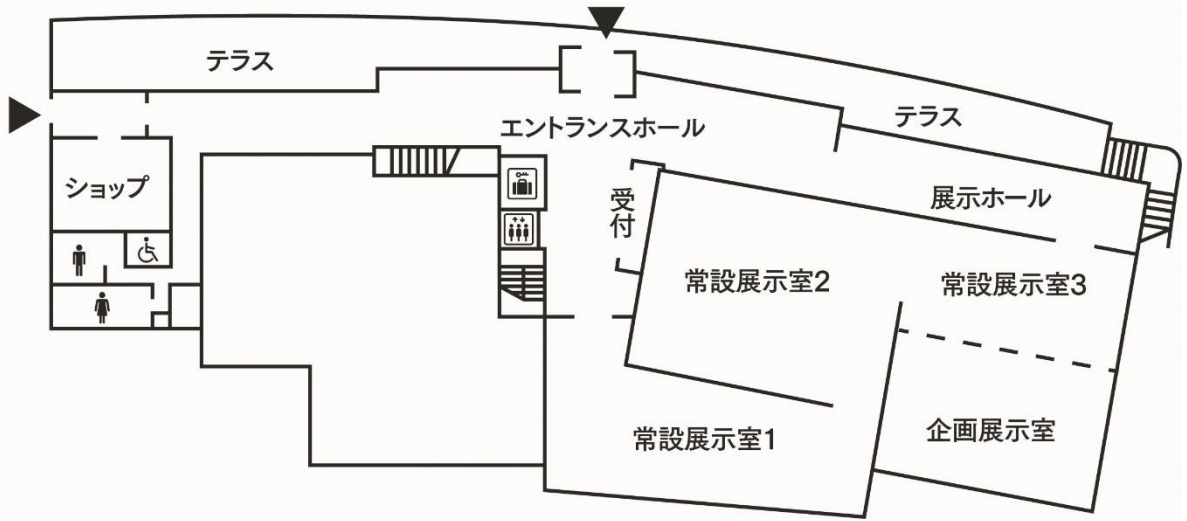
※12月29日～1月3日:年末年始の休館

(2) 施設概要

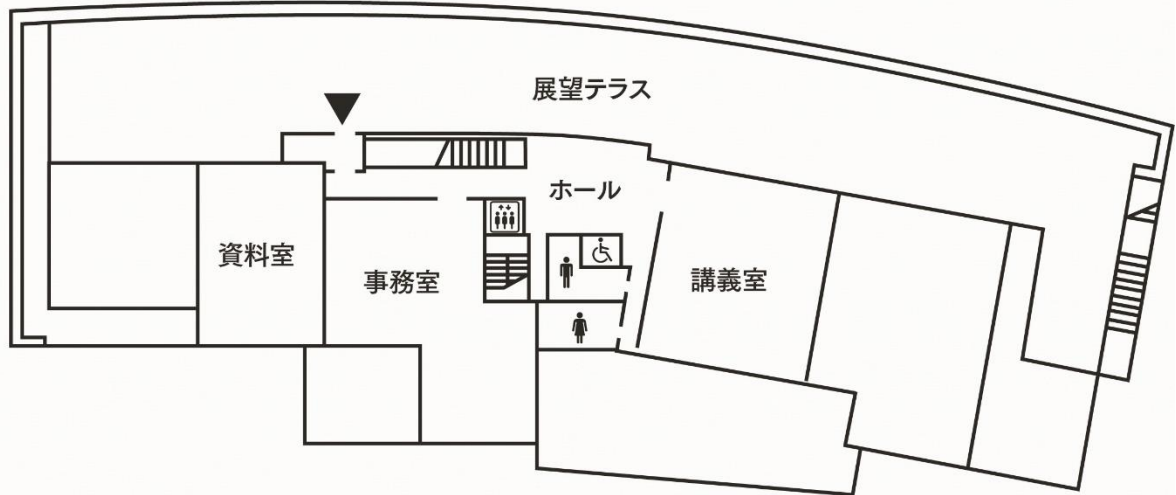
佐竹史料館

- 構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
- 敷地面積 7,092.15㎡
- 建築面積 1,902.32㎡
- 延床面積 2,607.94㎡
- 最高高さ 10.727m
- 空調設備 恒温恒湿ヒートポンプ式パッケージ型エアコン
- 消火設備 展示室・展示ホール・収蔵庫・一時保管庫:ハロンガス消火
その他:屋内消火栓、移動式粉末消火器
- 照明設備 展示室(692.43㎡、天井高3.7m)
 - 壁面・視き・行燈・ハイケースベース照明
 - ・調色:2700K～5000K
 - ・調光:可能
 - 壁面・視き・行燈・ハイケーススポット照明
 - ・調色:3500K
 - ・調光:可能
 - 展示ケース内照明(ジャックインスポット)
 - ・調色:3500K
 - ・調光:可能
 - 天井照明(スポットライト)
 - ・調色:1800K～12000K
 - ・調光:可能
- 昇降機設備 乗用エレベーター(ロープ式)(11人乗り)

1階平面図



2階平面図



(3) 関係委員・職員

佐竹史料館協議会

令和6年7月13日～令和7年10月25日

[会長]	半田 和彦	元秋田県立図書館 館長
[副会長]	竹島 知憲	株式会社料亭濱乃家 代表社員
[委員]	佐竹 朋子	佐竹宗家
	工藤 茂丸	日本美術刀剣保存協会秋田県支部 副支部長
	菅原 忠	秋田歴史研究会 会長
	小国 裕実	久保田城址歴史案内ボランティアの会 会長
	成田 松子	秋田古文書解読会 会長
	棟方 幸人	秋田魁新報社 文化部次長
	田仲 祐介	秋田中央地区ヘリテージマネージャー連絡会 事務局長

令和7年10月25日～令和9年10月24日

[会長]	半田 和彦	元秋田県立図書館 館長
[副会長]	高橋 正	元秋田県立博物館 館長
[委員]	佐竹 朋子	佐竹宗家
	池田 吉男	秋田市文化財保護審議会 委員
	小国 裕実	久保田城址歴史案内ボランティアの会 会長
	三浦 研二	秋田市社会教育委員 議長
	竹島 知憲	株式会社料亭濱乃家 代表社員
	大月 真由美	秋田市教育委員会教育研究所 所長
	棟方 幸人	秋田魁新報社 文化部次長
	清水 翔太郎	秋田大学教育文化学部 講師

職員

令和8年3月現在

【佐竹史料館】

館長	福田 徳行
行政管理官	納谷 信広
事務長(文化財保護主事)	伊藤 武士
副参事(主事)	佐藤 智之
副参事(主事兼学芸員)	眞井田宏彰
主席主査(主事)	星 花枝
主査(主事兼学芸員)	村田 梨沙(兼務)
主任(主事兼学芸員)	齊藤志帆子
主事(主事兼学芸員)	小原 優佑(令和7年5月～)
主事	出雲 淑恵

(4)利用案内

ア 佐竹史料館

【開館時間】午前9時～午後4時30分

【観覧料】●常設展 一般500円(400円)

()内は20名以上の団体料金

障害者手帳をお持ちの方、およびその介護者1名は無料。

●企画展 展覧会によって料金が異なる。

●年間パスポート 1,300円

発行日から一年間、佐竹史料館の常設展示および久保田城御隅櫓を何度でも利用可能。

※高校生以下無料

【休館日】年末年始(12月29日～1月3日)、展示替え期間

【所在地】〒010-0876 秋田市千秋公園1番4号

【URL】<https://www.city.akita.lg.jp/kanko/kanrenshisetsu/1002685/index.html>

イ 久保田城御隅櫓

【開館時間】午前9時～午後4時30分

※秋田市立小・中学校の夏休み期間は午前9時から午後7時

【観覧料】一般150円(120円)

()内は20名以上の団体料金

障害者手帳をお持ちの方、およびその介護者1名は無料。

※高校生以下無料

【休館日】冬季(12月1日～3月31日)

【所在地】〒010-0876 秋田市千秋公園1番39号

ウ 御物頭御番所

【開館時間】午前9時～午後4時30分

【観覧料】無料

【休館日】冬季(12月1日～3月31日)

【所在地】〒010-0876 秋田市千秋公園1番6号

エ 旧黒澤家住宅

【開館時間】午前9時30分～午後4時30分

【観覧料】一般150円(120円)

()内は20名以上の団体料金

障害者手帳をお持ちの方、およびその介護者1名は無料。

※高校生以下無料

【休館日】年末年始(12月29日～1月3日)

【所在地】〒010-0034 秋田市檜山石塚谷地297-99(一つ森公園内)

オ 旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園

【開館時間】午前9時～午後4時30分(4月～11月)

午前9時30分～午後4時(12月～3月)

【観覧料】一般310円(240円)

()内は20名以上の団体料金

障害者手帳をお持ちの方、およびその介護者1名は無料。

※高校生以下無料

【休館日】年末年始(12月29日～1月3日)

【所在地】〒010-0834 秋田市旭川南町2-73

(5) 関係法令

秋田市立佐竹史料館条例

令和7年3月18日

条例第8号

(設置)

第1条 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の収集、保存、展示および調査を通じ、市民の教育と文化の向上に資するとともに、歴史を生かしたまちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、秋田市立佐竹史料館(以下「史料館」という。)を秋田市千秋公園1番4号に設置する。

(事業)

第2条 史料館において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の収集、保存および展示に関すること。
- (2) 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の調査研究に関すること。
- (3) 市民の郷土の歴史に関する学習の支援および人材の育成の寄与に関すること。
- (4) 歴史を生かしたまちづくりおよびにぎわいづくりの推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、史料館の設置の目的を達成するために必要と認める事業

(展示室)

第3条 史料館の展示室は、常設展示室および企画展示室とする。

(観覧料等)

第4条 史料館の展示室において歴史資料等を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(使用の許可)

第5条 別表第2に掲げる史料館の施設を専用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、史料館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料等)

第6条 史料館の施設を専用して使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(観覧料等の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条第1項の観覧料又は前条第1項の使用料を減免することができる。

(観覧料等の不還付)

第8条 既納の観覧料又は使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、史料館の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 使用の許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「専用使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に史料館の施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第11条 専用使用者は、史料館の施設の使用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 史料館を使用する者は、その使用を終えたとき、又は第9条の規定により使用を停止されたとき、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 入館者および史料館を使用する者は、歴史資料等もしくは史料館の施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(佐竹史料館協議会)

第14条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、史料館に秋田市立佐竹史料館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者その他市長が適当と認める者の中から、市長が任命する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(秋田市都市公園条例の適用)

第15条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理に関し必要な事項は、秋田市都市公園条例(昭和39年)秋田市条例第35号)の定めるところによる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項および附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(令和7年規則第27号で令和7年10月25日から施行)

(準備行為)

2 第5条の規定による使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 第14条第3項の規定による協議会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 観覧料(第4条関係)

区分		金額
常設展観覧料	個人	1人 500円
	団体	1人 400円
年間観覧料		1人 1,300円
企画展		1人につき、市長が別に定める額

備考

- 1 常設展観覧料とは、常設展示室における歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 2 団体とは、観覧しようとする者(高校生以下を除く。)の人数が20人以上の団体をいう。
- 3 年間観覧料とは、納付をした日から起算して1年の間、常設展示室における歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 4 企画展観覧料とは、企画展示室における特別の企画による歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 5 高校生以下の観覧料は、無料とする。

別表第2 講義室等の使用料(第5条、第6条関係)

施設	単位	金額
講義室	午前9時から午後4時30分まで1時間につき	2,100円
屋上テラス	午前9時から午後4時30分まで1時間につき	5円
屋外広場	で1平方メートル1時間につき	5円

備考

- 1 専用使用者が午前9時から午後4時30分までの時間以外の時間に使用するときの使用料の額は、1時間(屋上テラスおよび屋外広場にあつては、1平方メートル1時間)につき、この表に規定する金額の2倍に相当する額とする。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数があるときは当該端数を1時間に切り上げる。
- 3 専用使用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

秋田市立佐竹史料館条例施行規則

令和7年5月26日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市立佐竹史料館条例(令和7年秋田市条例第8号。以下「条例」という。)第14条第5項および第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市立佐竹史料館(以下「史料館」という。)の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

第3条 史料館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(観覧券の交付)

第4条 条例第4条第1項の規定により観覧料を納付した者には、観覧券を交付するものとする。

(使用許可申請)

第5条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、秋田市立佐竹史料館使用許可申請書(以下「許可申請書」という。)を市長

に提出しなければならない。

2 許可申請書の提出は、使用しようとする最初の日の 14 日前までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書)

第 6 条 市長は、許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、秋田市立佐竹史料館使用許可書を交付するものとする。

(使用の中止等の届出)

第 7 条 条例第 5 条第 1 項の許可を受けた者(以下「専用使用者」という。)は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(観覧料等の減免申請)

第 8 条 条例第 7 条の規定により観覧料の減免を受けようとする者は秋田市立佐竹史料館観覧料減免申請書を、同条の規定により使用料の減免を受けようとする者は秋田市立佐竹史料館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(観覧料等の還付申請)

第 9 条 条例第 8 条ただし書の規定により観覧料の還付を受けようとする者は秋田市立佐竹史料館観覧料還付申請書を、同条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は秋田市立佐竹史料館使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(入館者および使用者の遵守事項)

第 10 条 入館者および史料館を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発等危険の生ずる物の持込みをしないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設又は歴史資料等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で、飲食をしないこと。
- (5) 喫煙をしないこと。
- (6) 歴史資料等を無断で撮影し、模写し、又は模造しないこと。
- (7) 許可を受けないで物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(専用使用者の遵守事項)

第 11 条 専用使用者は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、

直ちに届け出ること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(職員の立入り等)

第 12 条 市長は、管理上必要があると認めるときは、専用使用者が使用する施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、専用使用者は、これを拒むことができない。

(寄贈および寄託)

第 13 条 史料館は、歴史資料等の寄贈および寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた歴史資料等は、史料館が所有する歴史資料等と同様の取扱いをするものとする。

3 史料館は、寄託を受けた歴史資料等が災害その他避けることのできない事情により受けた損害に対して、その責任を負わないものとする。

(会長および副会長)

第 14 条 条例第 14 条第 1 項に規定する秋田市立佐竹史料館協議会(以下「協議会」という。)に会長および副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 15 条 協議会は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、会長を選挙する協議会は、市長がこれを招集する。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、史料館の年間事業計画および歴史資料等の収集等に関し意見を述べることができる。

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 10 月 25 日から施行する。

秋田市立佐竹史料館年報
[令和7年度]

令和8年5月発行

編集・発行 秋田市立佐竹史料館

〒010-0876 秋田市千秋公園1番4号

TEL 018-827-5075

FAX 018-827-5107